

報告第 1 1 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 7 月 1 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償請求に関する和解について、次のとおり専決処分する。

令和6年6月17日

足立区長 近藤 弥生

損害賠償請求に関する和解について

足立区は、令和6年5月7日に相手方が支払った家屋の屋根調査費用の賠償について、下記のとおり和解する。

記

1 相手方

足立区谷中在住者

2 和解の要旨

足立区は、相手方に解決金として金9,680円を支払う。

3 事案の概要

区立中学校野球部が練習で使用していたボールが防球ネットを越えて学校の敷地外に出て、相手方が居住する家屋の屋根にあたったため、屋根に破損がないかを調査することとなり、令和6年5月7日に当該調査が行われ、相手方が調査費用を負担した。

以上